

暫定議題案

第 15 回科学委員会会合に付属する拡大科学委員会

台湾、台北

2010 年 9 月 4-10 日

1. 開会

- 1.1. 参加者の紹介
- 1.2. 会議運営上の説明

2. ラポルツアアの任命

3. 議題及び文書リストの採択

4. SBT 漁業のレビュー

- 4.1. 国別報告書の発表
- 4.2. 事務局による漁獲量のレビュー

5. オーストラリアの SBT 蓄養に関する研究

6. 日本市場モニタリング

7. 科学的助言の提供に関するまぐろ類 RFMO 合同会合の報告

2010 年 5 月 31 日から 6 月 2 日にかけてバルセロナにおいて、まぐろ類 RFMO 合同会合が開催され、科学的助言の提供に関する議論が行われた。ESC 議長は、同会合の結果を簡潔に説明する。

8. CPUE モデル作成に関する休会期間中の作業についての報告

この議題項目において、メンバー及び CPUE モデリング・グループによって休会期間中に実施された CPUE モデル作成に関する作業の報告書が提出される。MP への入力のための CPUE を算出するのに使用される方法論を特定すること、及びこれがメタルール・プロセスの一部となることを確認することが重要な目標である。

9. 第 3 回オペレーティング・モデル及び管理手続きに関する技術会合の報告

MP のコーディネーターが、2010 年 6 月 21 日から 25 日までシアトルで開催された第 3 回 OMMP 会合の結果を簡潔に説明する。

10. 管理手続きの開発

CCSBT16 で採択されたみなまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議は、とりわけ CCSBT 管理手続き (MP) は 2010 年中に最終化され同年に開催される拡大委員会の年次会合で合意されるべきこと、加入量が歴史的に最も低い水準より下回るなど例外的な状況のための緊急的な措置が MP の一環として開発されるべきことを規定している。第 2 回 SFMWG 会合は、その報告書議題項目 4 において、MP の開発作業に対して追加的な指針を提供した。

- 10.1. 候補となる MP のパフォーマンスの評価
- 10.2. CCSBT17 に勧告する MP 選定の最終化
- 10.3. MP 導入のための入力データの仕様及び指標の算出に使用される方法
- 10.4. 緊急的な措置の必要性の評価 (メタルール・プロセス)

例外的な状況下でのメタルールの運用プロセスは、ESC10 報告書別紙 6 にて規定されている。第 2 回 SFMWG 会合は、これが例外的な状況を検出しそれに対処するための適切なプロセスであることに合意し、このプロセスが MP とともに委員会で採択されるべきことを勧告した。

11. SBT の評価、資源状況及び管理

11.1. 漁業指標のレビュー

委員会において精査及びレビューするため、メンバーは通常の漁業指標に関する文書を作成するべきである。近縁豊度プロジェクトの報告書もこのセクションに含まれる。

11.2. 暫定的な再建目標が達成された場合の最大維持生産量及び利用可能生産量

4 月の SFMWG 会合は、拡大科学委員会に対して、暫定的な再建目標が達成された場合の利用可能な生産レベルを試算するよう要請し、また MSY の試算についても要請した。会合において評価するため、メンバーは試算を行うよう要請されている。仮に MP に関する作業に傾注することで、このような試算が行われなかったり、評価が適正に行われなかった場合には、ESC は 2011 年の作業計画においてこの作業に関するスケジュールを立てることになる。

11.3. SBT 資源の状況

SBT 資源の現在の状況の概要。SBT の生物学、資源状況及び管理に関する年次報告書の更新版も提供されるべきであり、ESC はそれを FAO 及び他のまぐろ類 RFMO に提供するために準備する。メンバーが「Kobe」プロット¹を自らの指標に関する文書に含めるよう要請された場合、可能であれば更新版の年次報告書に同プロットを含めるべきである。

11.4. SBT 管理勧告

特に MP の採択に関連して、拡大委員会に勧告する。また、拡大委員会が MP による TAC の算出と当該 TAC の実施の間に 1 年間のタイムラグを設けることを決定した場合においては、2012 年の TAC に関連した (完全な評価を伴わない、指標に基づいた) 助言も行う。

12. データの機密性及び交換

12.1. データの機密性に関する規則及び取り決め

CCSBT16 は、事務局長に対して、ESC 及び CC の 2010 年の会合において検討するため、関連する他の RFMO の前例を活用しつつ、機密データの交換に関する規則及びその他必要な取り決めを策定するよう課した。規則案は、事務局によって策定・回章されており、コメントを反映した改訂版の規則案が ESC での検討のために同委員会に提出される。

¹ 2007 年に神戸で開催されたまぐろ類 RFMO 合同会合は、すべてのまぐろ類 RFMO が、異なるマクロ資源の状態を簡単に比較することができるよう色分けした 4 象限を用いて、B/Bmsy に対する F/Fmsy の曲線で示される資源状況の標準化プロットを作成することに合意した。

12.2. 勧告される 2011 年の機密データの交換要件

第 1 回 SFMFG 会合は、適当な解像度のデータが提出されることの重要性について認識し、漁獲量及び努力量データに関しては操業レベルのものであるべきと考えた。同会合は、仮に機密性の課題が克服され得るならば、メンバーとしても操業レベルのデータを提出することは可能であることに合意した。CCSBT 16 及び SFMWG 2 は、上述の機密性に関する規則及び取り決めの策定を要請し、そのようなデータ交換をさらに推進させることとした。

この議題項目では、科学目的のために交換される機密データに関する勧告を策定する予定である。想定される勧告は、実際に、いかなるメンバーによっていかなるデータが提供され、それはいかなる目的のために利用され、いかなる交換制度となるのか（例えば、事務局を通じて、又は二カ国間で）、いかなる者にかかるデータへのアクセスを認めるべきか（おそらくこれは、分析を行うメンバーのうち限定された人々になるであろう）という点において具体的なものになるであろう。

かかる ESC の勧告は、拡大委員会によって承認される必要があり、そして実際の機密データの交換は、拡大委員会によって合意される予定のデータの機密性に関する規則及びその他の取り決めの要件を満たすことが条件となる。

12.3. 2011 年のデータ交換の要件

この議題項目は、ESC が毎年定めている標準的なデータ交換の要件に関連するものである。本年においては、勧告される MP が必要とするデータについて、特段の注意を要する。さらに、メンバーが ESC 会合を通常よりも早期に開催することを希望していることから、データ提供のタイムフレームは、通常よりも早める必要があるかもしれない。最後に、2011 年のデータ交換の要件を策定する際には、SFMWG によって勧告された CCSBT 戦略計画が、データ提供の規則はメンバーからの SBT 死亡のすべての要因に関するデータ報告が正確で完全なものとなるよう合意されるべきであることを明示している点に留意すべきである。

13. 調査死亡枠

14. 2011 年の作業計画、予定表及び研究予算

14.1. 提案された 2011 年の研究活動の概観、タイムスケジュール及び見込まれる予算

14.2. 次回会合の時期、期間及び構成

SFMWG 会合は、事務局に対して 2011 年の ESC 会合を通常よりも 1 か月早期（すなわち 8 月上旬）に開催できる可能性を調査するよう要請している。これは現在調整中であり、2010 年の会合前に事務局から結果を報告する。

15. その他の事項

16. 会合報告書の採択

17. 閉会